共催・協賛・後援規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都理学療法士協会(以下、本会という)が関与する 事業における「共催」、「協賛」、「後援」(以下、共催等)の取扱について定めることを目的 とする。

(共催等の定義)

第2条 共催等の定義は次のとおりとする。

(1) 共催

本会は共催を依頼する、受託するということは、事業を開催する複数の団体が対等な立場に立ち、企画、会計、広報などすべての事項についての合意に基づき実施することをいう。

(2) 協賛

本会が協賛を受託するということは、本会以外の第三者が開催の主体となる事業について、本会がその事業の趣旨に賛同し、人員・物品・協賛金等を提供するなど積極的な援助を行うことをいう。後援と同義であるが人員派遣や協賛金負担を伴う場合があり、後援に比べて本会の関与度合いの程度が大きい場合をいう。

本会が協賛を依頼するということは、各種の製造会社、販売会社、卸会社等(以下「メーカー等」という)から講師料や会場設営等、事業運営費用の全額または一部の提供、事業開催に必要な物品の提供を受ける、講師の派遣を受ける、あるいはメーカー等の社員による学術的知識の提供により事業運営の支援を受けることをいう。

(3) 後援

本会が後援の依頼する、受託するということは、本会以外の第三者が開催の主体となる事業について、本会がその事業の趣旨に賛同し、支援を行う又は支援を受けることをいう。支援の内容が、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

(共催等の承認)

第3条 共催等の受託、依頼は、次の第4条「共催等の承認基準」に基づき理事会にて承認 するものとする。

(共催等の承認基準:共催等をすることができる他の団体)

第4条 本会が共催等をすることができる他の団体、あるいは本会が共催等を受けることができる他の団体は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国及び東京都、地方公共団体
- (2)公益法人:公益社団法人、公益財団法人、特殊法人等
- (3)公益事業および公益性の高い学術活動を目的とした法人:非営利法人、学校 法人等

- (4) 規約・規程のある都民の医療、保健、福祉に貢献している団体
- (5) その他、理事会もしくは3役会が認めた団体

(認可基準)

第5条 他団体から共催等の依頼があった場合には、次の(1)に掲げるいずれにも該当し、かつ(2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、その承認を個別に判断する。

- (1) 承認することができる場合
- (ア) 事業の目的が営利目的でないこと
- (イ) 本会の定款第3条に合致するものと認められる事業
- (ウ) 事業の開催が原則東京都内であること
- (2) 承認できない場合
- (ア) 開催団体の宣伝等、特定の関係者への便宜供与、利益誘導が認められる事業
- (イ) 運営方法が公正でないと認められる事業
- (ウ) 参加対象が限定的な事業 (団体会員限定、参加規模等)
- (エ) 過去の受託事業において申請内容に疑義があった事業
- (オ) その他、理事会もしくは3役会で適当でないと判断された事業

(共催等の受託及び依頼)

第6条 共催等の受託、依頼については、次の(1)および(2)により行うものとする。

- (1) 本会が受託する場合:開催主体団体より共催・協賛・後援申請書(別紙1)の提出を受けること。なお、費用負担の伴う共催等事業は、予算措置のされていること。共催・協賛・後援申請書の提出期限は、原則とし、共催等事業実施日の2ヶ月前以上とする。
- (2) 本会が依頼する場合:本会が他団体に対して共催等の依頼をする際は、本会理事会に稟議書を提出し、業務執行理事の承認後、依頼団体の指示により申請する。理事会への事業計画書の提出期限は、原則とし、共催等事業実施日の2ヶ月前以上とする。

(承認の通知)

第7条 他団体が主幹主催または主催の共催等については、理事会の承認後、速やかに申請者に対し共催等決定の公文書を交付するものとする。その際、共催等事業終了報告書(別紙2)を添付するものとする。

(共催・協賛に関する協定)

第9条 共催および協賛については、必要に応じ関係団体の代表者との間で協定書を取り交わすものとする。

(事業中止等の届出)

第10条 主催者は、共催等の承認を受けた後に事業の中止、または事業内容等に変更があった場合には、速やかに本会にその旨を届け出なければならない。

(共催等の取消し)

第11条 前項「事業中止等の届け出」のあったとき、または本規程第3条の基準を欠いたと認められたときは、主催者に確認の上、理事会は承認を取消すことができる。

(事業報告および収支決算書の提出)

第12条 本会が承認した他団体主催または主幹の共催等が終了後、共催等事業報告書(別紙2)を速やかに本会に提出するものとする。なお、費用の負担を要した事業については、同時に収支決算書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、共催等に関して必要な事項は理事会にて定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、理事会で決定するものとする。

附則

1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。 令和元年7月5日から一部を改定し施行する 令和2年3月6日から一部を改定し施行する